

## 令和5年台風第7号により被災された中小企業の皆様へ

「中小企業等復興支援事業」は、被災された中小企業・小規模事業者の皆様の復旧・事業再開を支援します。

### 【事業内容】

令和5年台風第7号により被災した事業所や店舗の設備更新、機器の修理をはじめとする営業再開に向けた復旧費用を助成します。

- (1) 被災した設備の更新等に対する補助
  - ・補助率等：15%以内（下限10万円、上限100万円）
  - ・対象経費：室外機・ボイラー等設備の買替え・修繕、事業用車両の買替え・修繕、事業所等の屋根・壁・床等の復旧 等
- (2) 被災した機器の修繕等に対する補助
  - ・補助率等：1/2以内（上限10万円）
  - ・対象経費：機器等の修繕、店舗看板の修繕、ガラスの修繕 等

### 【補助対象者】

府内に事業所を有する中小企業等

(商店街振興組合・事業協同組合等の中小企業で構成する組合を含む。)

※申請には、市町村が発行する「被災(り災)証明書」が必要です。なお、証明の対象となるものは、各市町村により異なりますので、詳しくは各市町村にお尋ねください(申請に際して被災状況の分かる写真等が必要となる場合があります)。

### 【申請窓口】

- 本補助金は、各産業支援機関(被災された地域の各商工会・商工会議所、京都府中小企業団体中央会等)において申請を受け付けます。
- 申請期間は、各産業支援機関が別に定めますので、申請を予定される場合は、事前に各産業支援機関にお問合せください。

### 【その他】

- 保険で対応される場合は、重複して本補助金を申請できません。ただし、被害額全額を保険金でカバーできない場合は、保険分を除いた金額が補助対象経費になります。
- 虚偽の申請が発覚した場合には、補助金を返還していただくことがあります。